

第97号議案

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

第1条 島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条の表島根県立出雲高等技術校の項の次に次のように加える。

島根県立東部高等技術校	出雲市
-------------	-----

第2条の表に次のように加える。

島根県立西部高等技術校	益田市
-------------	-----

第2条 島根県立高等技術校条例の一部を次のように改正する。

第2条の表島根県立松江高等技術校の項、島根県立浜田高等技術校の項及び島根県立益田高等技術校の項を削る。

第3条第2項及び第3項中「（規則で定めるものを除く。）」を削り、同条第4項を次のように改める。

4 島根県立出雲高等技術校寄宿舍又は島根県立東部高等技術校寄宿舍を使用する者は、寄宿舍使用料として月額7,000円を納付しなければならない。

第3条 島根県立高等技術校条例の一部を次のように改正する。

第2条の表島根県立出雲高等技術校の項を削る。

第3条第4項中「島根県立出雲高等技術校寄宿舍又は」を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は平成22年11月1日から、第2条の規定は平成23年4月1日から、第3条の規定は平成24年4月1日から施行する。